

青森県報

第二千六十九号

平成十四年九月四日(水曜日)

目次

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則を廃止する規則	(税務課)	一
市町村に対して交付すべき地方交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則を廃止する規則	(同)	一

告示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	二
右 同	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	三
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	(健康医療課)	三
結核予防法による医療機関の指定	(同)	四
クリーニング業法によるクリーニング師の研修及び業務従事者講習の指定	(薬務衛生課)	四
公有水面埋立ての免許	(河川砂防課)	五
都市計画事業の認可	(都市計画課)	六

公告

大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営振興課)	六
砂利採取業務主任者試験の施行	(河川砂防課)	八
建設業者の許可の取消し	(青森県土整備事務所)	八

規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木村守男

青森県規則第六十五号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則を廃止する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額等の算定方法に関する規則(昭和四十九年十二月青森県規則第八十九号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村に対して交付すべき地方交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収

見込額の算定方法に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第六十六号

市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則を廃止する規則

市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額の算定に用いる市町村たばこ税増収見込額の算定方法に関する規則（平成十一年七月青森県規則第七十七号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

居宅介護事業者	名称	居宅介護事業所	指定年月日
医療法人仙知会	中津軽郡岩木町大字高屋字本宮四八〇の四	医療法人仙知会本宮診療所	平成十四年九月四日

株式会社ユークエアサービス	三沢市緑町一丁目二の三	通所介護	デイ・サービスセンターほつと荘	三沢市緑町一丁目二の六	十四年八月三十一日
有限会社ナカマド	青森市大字野尻字今田五三の七	痴呆対応型共同生活介護	グルッポムななかま	青森市大字野尻字今田五三の七	十四年五月一日
医療法人誠仁会	西津軽郡木造町字若竹五	"	グルッポムわかたけ	西津軽郡木造町字若竹五	十四年八月七日
社会福祉法人貴望会	上北郡横浜町字三保野五四	"	グルッポムみほの	上北郡横浜町字三保野五四	十四年八月一日
社会福祉法人ファミリー	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	"	ハピネス	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	十四年八月一日

青森県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	指定年月日	
青森保健生活協同組合	青森市大字浦町三丁目四三四の三	八甲病院	平成十四年九月四日	
株式会社ゼンシン	東京都新宿区四谷三丁目一全鍼師会会館内	株式会社ゼンシン	青森市大字駒込字笠沢二八九の三七	十四年八月一日

青森県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
"	株式会社 ケアライフ青森	株式会社 ケアライフ青森	株式会社 ケアライフ青森	居宅介護事業者 名称
"	青森市卸町 三の五	青森市卸町 三の五	青森市卸町 三の五	居宅介護事業者 主たる事務所の所在地
福祉用具貸与	訪問介護	訪問介護	訪問介護	居宅介護事業の種類
株式会社 ケアライフ青森福祉用具事業部	株式会社 ケアライフ青森	株式会社 ケアライフ青森	株式会社 ケアライフ青森	居宅介護事業所 名称
青森市卸町 三の五	青森市長島二丁目一三	青森市卸町 三の五	青森市長島二丁目一三	居宅介護事業所 所在地
"	平成 一四・七・三	平成 一四・七・三	平成 一四・七・三	変更年月日

青森県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

区分	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	変更年月日
	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		

青森県告示第四百十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第一条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

変更後	変更前
株式会社 ケアライフ青森	株式会社 ケアライフ青森
青森市卸町 三の五	青森市長島二丁目一三
株式会社 ケアライフ青森青森東営業所	青森市長島二丁目一三
青森市卸町 三の五	青森市長島二丁目一三
	平成 一四・七・三

名称	所在地	指定辞退年月日
コスメドラッグ カリエ薬局	上北郡下田町字中野平四〇のーイオン下田SC 一F	平成 一三・六・二五
田 中 医 院	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三三の二	一三・五・三
小笠原内科胃腸科医院	五所川原市布屋町三三	一三・六・〇
川村両全堂薬局新町店	西津軽郡鰺ヶ沢町大字新町三四	一三・七・一
エム薬局	五所川原市下り枝五のー	一三・七・二
ゆのかわら医院	南津軽郡大鰐町大字大鰐字湯野川原九〇	一三・七・三
ひくちクリニック	三沢市桜町三丁目一〇のー四	一三・九・〇
なりた内科クリニック	弘前市大字安原二丁目一のー三	一三・一〇・一
馬島 医 院	むつ市新町一七のー二	一三・九・六
大関内科胃腸科クリニック	青森市松原一丁目一のー一	一三・九・〇
根守内科医院	上北郡上北町中央南三丁目三二のー一七五	一三・九・〇

ワタナベ薬局 妙水苑クリニック	八戸市大字大久保字大山三五の三 八戸市大字妙字分枝三九の一	一三・一〇・三 一三・一三・一
むらかみ脳神 経クリニック	八戸市大字売市字狐窪一の一	一四・二・一
南川薬局	十和田市大字三本木字西金崎四二八の一	一三・一〇・三
野沢薬局ミナ ミ店	十和田市西三番町二〇の一五	一三・一〇・三
ワタキユー薬 局三戸店	三戸郡三戸町大字川守田字沖中一六の五	一三・三・三
アワサ歯科医 院	弘前市大字品川町一三	一四・一・二
フォレスト薬 局浪岡店	南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野一九一の二九	一三・三・三
中村内科医院	五所川原市字錦町一の二三四	一四・二・九
竹内調剤薬局	十和田市西十二番町一の一六	一四・三・三
ハッピー調剤 薬局	八戸市新井田西ノ城二四の二	一四・三・六
斉藤ウイメン ズクリニック	八戸市類家一丁目一の一六	一四・三・三
さいとう調剤 薬局青森店	青森市中央一丁目二七の二〇	一四・四・一
(株)十和田 薬剤師薬局	十和田市稻生町二一の三二	"
三楽病院	青森市大字四ツ石字里見七六の一	一四・六・三

青森県告示第四百十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木村守男

名称	所在地	指定年月日
ほづみ調剤薬局	八戸市白銀三丁目六の二二	平成一四・六・六
つばさ調剤薬局	上北郡野辺地町字鳴沢一の八	一四・六・三
ハロー薬局羽白	青森市大字羽白字沢田五一の一	一四・六・三
井上整形外科 芙蓉会病院	青森市大字石江字江渡三七の七 青森市大字雲谷字山吹九三の一	一四・六・九 一四・七・六
つつじ調剤薬局	上北郡七戸町字影津内九八の二六	一四・七・四
アイン薬局十和田店	十和田市西十二番町一の一五	一四・八・一
サカ工業局金木	北津軽郡金木町大字金木字菅原二二	一四・八・六

青森県告示第四百二十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修（以下「研修」という。）及び同法第八条の三の規定による業務従事者に対する講習（以下「講習」という。）を次のとおり指定したので告示する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木村守男

一 主催者の住所及び名称

東京都港区新橋六丁目八の二

財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 開催日時及び場所

1 研修

日	時	場	所
平成十四年九月十五日（日） 午前十時から午後三時まで		弘前市大字上鞘師町一八の一 弘前商工会議所	

平成十四年九月二十二日(日) 午前十時から午後三時まで	五所川原市一ツ谷一 五所川原地域職業訓練センター
平成十四年十月六日(日) 午前十時から午後三時まで	青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館

2 講習

日 時	場 所
平成十四年九月十五日(日) 午前十時から午後三時まで	弘前市大字上鞆師町一八の一 弘前商工会議所
平成十四年九月二十二日(日) 午前十時から午後三時まで	五所川原市一ツ谷一 五所川原地域職業訓練センター
平成十四年十月六日(日) 午前十時から午後三時まで	青森市橋本一丁目二の二五 青森県教育会館

三 受講対象者

1 研修

県内に所在するクリーニング所の業務に従事するクリーニング師

2 講習

県内に所在するクリーニング所の業務に従事する者

四 受講申込書の提出先

青森市堤町二丁目一の二

財団法人青森県生活衛生営業指導センター

五 受講料

1 研修受講料 五千円

2 講習受講料 四千五百円

青森県告示第四百二十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年八月二十七日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町

2 代表者の住所及び氏名

東津軽郡平内町大字小湊字小湊六三

平内町長 逢坂雄一

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸四九の九から五〇の二一に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び、の地点と の地点を結ぶ平成十一年の春分の日の満潮位(T・P・プラス〇・五メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点トンネル(北緯四〇度五四分〇〇秒六八〇、東経一四〇度五二分五二秒〇二秒五九二)から三八度一七分四六秒九二、七六三・二四メートルの地点

の地点 Aの地点(原点 北緯四〇度五四分二〇秒一六、東経一四〇度五二分二二秒七三)から二一六度三〇分四〇秒一九一・六〇メートルの地点

の地点 一六度三三分五四秒一五・六五メートルの地点

の地点 一九六度三三分二秒三五・四四メートルの地点

の地点 二〇〇度二分四三秒七八・七七メートルの地点

の地点 二〇四度三七分二五秒二六・四〇メートルの地点

の地点 二九四度四分三一秒一四・三三メートルの地点

の地点 二〇〇度〇八分二九秒三五・八五メートルの地点

の地点 二一六度五二分二秒三五・〇〇メートルの地点

の地点 二二〇度一四分一一秒一七・〇三メートルの地点

の地点 三〇六度五二分二秒五・〇〇メートルの地点

の地点 三三二度三六分〇二秒七七・六五メートルの地点

の地点 一〇八度二六分〇六秒六・三二メートルの地点

の地点 六三度二六分〇六秒六・七一メートルの地点

の地点 四四度〇〇分〇〇秒一八・三九メートルの地点

の地点

3 面積
 八、九二〇・〇〇平方メートル

の地点 地点から三九度〇五分三八秒四一・二三メートルの地点
 の地点 地点から三五度一三分〇三秒四一・六二メートルの地点
 の地点 地点から三三度四一分二秒四二・六三メートルの地点
 の地点 地点から二八度〇四分二秒三四・〇〇メートルの地点

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字土屋字鍵懸四九の九から五〇の二一に至る地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十一年の春分の日の満潮位（T・P・プラス〇・五メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点トンネル（北緯四〇度五四分〇〇秒六八〇、東経一四〇度五二分〇二秒五九二）から三八度一七四分六秒九二、七六三・二四メートルの地点

の地点 Aの地点（原点 北緯四〇度五四分二〇秒一六、東経一四〇度五二分二二秒七三）から二一六度三〇分四〇秒一九一・六〇メートルの地点

の地点 地点から一一六度三三分五四秒一五・六五メートルの地点

の地点 地点から一九六度二三分二秒三五・四四メートルの地点

の地点 地点から二〇〇度〇二分四三秒七八・七七メートルの地点

の地点 地点から二〇四度三七分二五秒二六・四〇メートルの地点

の地点 地点から二九四度四六分三一秒一四・三一メートルの地点

の地点 地点から二一〇度〇八分二九秒三五・八五メートルの地点

の地点 地点から二一六度五二分二秒三五・〇〇メートルの地点

の地点 地点から二二〇度一四分一一秒一七・〇三メートルの地点

の地点 地点から三〇六度五二分二秒五・〇〇メートルの地点

の地点 地点から三五二度三六分〇二秒七七・六五メートルの地点

の地点 地点から一〇八度二六分〇六秒六・三二メートルの地点

の地点 地点から六三度二六分〇六秒六・七一メートルの地点

の地点 地点から四五度〇〇分〇〇秒一八・三九メートルの地点

の地点 地点から三九度〇五分三八秒四一・二三メートルの地点

の地点 地点から三五度一三分〇三秒四一・六二メートルの地点
 の地点 地点から三三度四一分二秒四二・六三メートルの地点
 の地点 地点から二八度〇四分二秒三四・〇〇メートルの地点

3 面積
 八、九二〇・〇〇平方メートル

四 埋立地の用途

史跡公園、緑地及び分譲地

青森県告示第四百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、木造都市計画公園事業を平成十四年八月二十六日認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

森田村

二 都市計画事業の種類

木造都市計画公園事業（五・四・一）号つがる地球村公園（）

三 事業施行期間

平成十四年九月四日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県西津軽郡森田村大字森田字月見野地内

2 使用の部分

なし

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン安原ショッピングセンター
弘前市安原第二土地区画整理事業保留地第四八街区符号保の一画地外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 原田昭彦
 - 2 株式会社サンデー
八戸市根城六丁目二二の一〇
代表取締役社長 田村圭三
 - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 原田昭彦 外六者
 - 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成十五年四月二十四日
 - 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、〇九八平方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
七〇五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
二九五台（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
一、一九七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
一一六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
マックスバリュ東北株式会社
二十四時間営業

(一) 株式会社サンデー

- 開店時刻 午前八時
- 閉店時刻 午後九時

(二) 株式会社ツルハ 外三者

- 開店時刻 午前九時
- 閉店時刻 午後十時

(四) 株式会社小山内バッテリー社

- 開店時刻 午前九時
- 閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
二十四時間

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十四年八月二十日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十四年九月四日から平成十五年一月四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十五年一月四日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

砂利採取業務主任者試験の施行

平成十四年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成十四年十一月八日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

二 試験科目等

青森県観光物産館「アスパム」三階 会議室「十和田」

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間

平成十四年十月七日から同月二十五日まで（郵送の場合は同月二十五日付け消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の一

青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 履歴書 一通

3 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

七千六百円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書及び履歴書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手をはり付けたものを同封すること。）

後日、受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年九月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 株式会社ワイケイワイエーピー青森

二 代表者の氏名 富塚 啓悟

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字豊田一五六の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 九）第一四三六号

五 取消年月日 平成十四年八月二十三日

六 取消しに係る建設業の許可

石、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十四年八月二十一日前記建設業者が合併により消滅したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東 奥 印 刷 株 式 会 社

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭